

福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業
支援業務委託 募集要領

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、「機構」という。）が実施する「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業支援業務」（以下、「本業務」という。）に係る支援業務の受託候補者の選定にあたり、この募集要領に基づき企画提案競技（以下、「プロポーザル」という。）を実施する。

1 対象業務の概要

（１）業務件名及び数量

「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業 支援業務委託」
一式

（２）業務内容

実用化開発等に係る事業化支援

※詳細は仕様等【別紙 仕様書】のとおり

（３）履行期間

契約の日から令和８年３月２３日（月）まで

（４）見積額の上限額

１０４，０２７，６００円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザル担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 産業集積部 産業連携支援課

所在地 〒９６０－８０４３ 福島県福島市中町１－１９ 中町ビル６階

電話番号 ０２４－５８１－６８９０

F A X ０２４－５８１－６８９８

3 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- （１）本業務の実施について機構の求めに応じて速やかに来所し、対応できる体制を整えていること。なお、本業務においては、企業連合（本業務を共同連帯して受託するため、２以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう）は認めない。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第４１条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）

く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でない者。

(6) 委託候補者を決定する日前1年間、機構からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。

(7) 競技実施日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

4 実施スケジュール

令和7年3月 7日(金)	プロポーザルの募集要領をHPにより公告
令和7年3月12日(水)正午まで	質問書の提出期限
令和7年3月14日(金)	質問書への回答期限
令和7年3月17日(月)正午まで	参加表明書の提出期限
令和7年3月19日(水)正午まで	企画提案書等の提出期限
令和7年3月24日(月)午後	審査会(プレゼンテーション)の実施
令和7年3月25日(火)予定	審査結果の通知
令和7年3月27日(木)	見積書の提出期限
令和7年4月 1日(火)以降	委託契約締結

5 プロポーザルに関する手続き

(1) プロポーザルに関する質問事項

本募集要領に関して質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間 令和7年3月12日(水)正午まで

イ 受付方法 電子メール(sangyo-renkei@fipo.or.jp)にて受け付ける。

様式は任意とする。なお、電子メールの件名（タイトル）は、「事業化促進事業支援業務委託に関する質問」とすること。送信後は電話にて着信確認をすること。

ウ 回答方法 受け付けた質問は、質問事項と回答を併せて機構ホームページに掲載する。質問者については開示しないこととする。なお、質問者の有無は掲載しない。

エ 回答期日 令和7年3月14日（金）までに随時回答

（2）参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

ア 提出期限 令和7年3月17日（月）正午まで

イ 提出方法 参加表明書（様式1）を郵送、持参、FAX または電子メールにて提出期限までに提出すること。

郵送の際には、封筒表面に「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業支援業務委託 公募型プロポーザル参加書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。

持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時とする。

FAX、電子メールの場合は、送信後に電話にて着信確認をすること。

（3）企画提案書等の提出

「（2）参加表明書の提出」を行った上で、提出書類を期日までに提出すること。

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式2）
- ② 事業実施計画書（様式2-1）
- ③ 実施体制説明書（様式2-2）
- ④ 委託費内訳書（様式2-3）
- ⑤ 法人定款
- ⑥ 法人の概要がわかる説明資料（パンフレット等）
- ⑦ 過去3年間の事業報告、及び決算資料
- ⑧ 登記事項証明書

※ 本業務と類似の業務実績がある場合は、その実績がわかる書類も添付すること

なお、本要領、仕様書、様式等のデータについては以下のホームページからダウンロードすること。

<https://www.fipo.or.jp/procurement>

イ 提出期限 令和7年3月19日（水）正午まで必着

ウ 提出方法 郵送又は持参とする。

- ① 応募に必要な書類を正本１部、副本５部提出すること。
 - ② 郵送の際には、封筒表面に「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業 支援業務委託 公募型プロポーザル参加書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。なお、提出期限の日までに到着したものまで有効とする。
 - ③ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前９時から午後５時の間とする。
- (２) 留意事項 企画提案は提出者１者につき１提案のみ受け付けるものとする。
- (３) 企画提案書が失格となる場合
- 次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。
 - ア 参加資格のない者が提出した企画提案書、見積限度額を超えた金額となる企画提案書、参加申込書や企画提案書等が提出期限までに到着しない場合等、募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
 - イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
 - ウ 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

6 委託候補者の決定

- (１) 審査方法
- プロポーザルの提案審査は、別途設置する「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業支援業務委託審査委員会」（以下「審査会」という。）が行うものとする。
- (２) 審査会（プレゼンテーション）
- プロポーザルの参加者は、審査会当日に、先に提案した企画提案書に基づき、企画提案の内容のプレゼンテーションを行う。
- ア 開催日及び場所

令和７年３月２４日（月）午後 機構会議室
 - イ 審査方法

企画提案書を用いたプレゼンテーション審査
 - ウ 所要時間

１提案者当たり３０分以内（説明２０分以内、質疑１０分以内）
 - エ その他

提出のあった企画提案書等以外の追加資料の配付は認めない。
- (３) 審査の基準及び配点
- 審査会が以下の観点から審査を行い、最も優れたプロポーザル参加者及び次点者を特定するものとする。

審査項目	配点	評価基準
１ 支援業務の実現可能性		
① 支援業務の実現	１５点	・支援業務内容を確実に実施できる実施体

可能性		制・経営基盤・人員等を有しているか。
2 支援業務の企画力		
① 企画の妥当性	25点	・提案のあった支援業務は、実用化開発に取り組む企業等が実施する事業の実用化および事業化を促進するうえでの確なものか。
② 企画の方向性	15点	・提案のあった支援業務は、本事業の趣旨および目的を踏まえ、達成目標・効果を目指す内容となっているか。
③ 委託費の積算	10点	・適切に費用の積算がなされており、事業の成果を最大限に高めるものと認められるか。
3 業務遂行にかかる評価		
① 業務遂行力	15点	・本業務を実施するに十分な豊富な実績と経験、ノウハウを有しているか。
4 全体としての評価		
① 事業の実施能力	10点	・機構との連携体制を含めて、浜通り地域等の産業構造や事業者情報を踏まえて効果的に事業を実施することが見込まれるか。
② 総合評価	10点	・全般的に業務遂行に向けたアイデアや理念があり、事業の効果をより高めることが期待できるか。
合計	100点	

・各審査項目の評価内容に基づき、各審査委員の採点数の合計を算出し、採点数の合計が最も高かった者を業務委託予定者（随意契約の予定者）とする。

・なお、審査委員の採点数の合計が、満点（審査委員数×100点）の6割を超える事業者を「業務委託予定者」の目安とする。

・業務委託予定者と契約を締結することができなくなった場合は、次点の者を業務委託予定者とする。

- (4) 機構は、委託候補者及び次点者を決定した後、各プロポーザル参加者に関する決定内容について、速やかにメールにて通知するものとする。

選定されなかった者は、その通知が到着した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内（土曜日及び日曜日を除く）に行うこととし、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとする。

7 契約の締結について

- (1) 契約締結の手続きについて

本業務に関して最も優れた提案を行った者と契約の締結交渉を行う。その際、仕様につい

ては提案者と機構が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取した上で契約金額を決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(4) その他

この手続に参加した者が、契約締結までの間に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、参加資格のいずれかを満たさなくなった場合、交渉の結果契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがあること。これらの場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

8 注意事項

本事業は、令和7年度福島県当初予算の成立を前提としており、かつ、事業実施には県からの補助金交付決定が必要となることから、予算成立状況により内容に変更が生じる場合がある。

9 その他

(1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担する。

(2) プロポーザル参加者が機構に提出した書類は返却しない。

(3) 提出された書類等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となること。

(4) 参加申込書又は企画提案書等を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。